

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

- 1 開催日時 平成28年10月6日(木)  
午後2時25分から午後4時15分まで
- 2 開催場所 鳥取地方裁判所大会議室
- 3 出席者 鳥取地方裁判所 裁判官 辛 島 明(司会)  
同 裁判官 新 井 一太郎  
鳥取地方検察庁 検察官 多 田 賢 一  
鳥取県弁護士会 弁護士 廣 富 早 織  
裁判員等経験者 ①(裁判員, 男性)  
同 ②(裁判員, 男性)  
同 ③(裁判員, 女性)  
同 ④(補充裁判員, 男性)  
同 ⑤(裁判員, 男性)

### 4 議事内容

#### 【裁判員裁判を経験しての感想や印象などについて】

##### ○司会(辛島裁判官)

鳥取地裁刑事部で総括裁判官を務めております辛島と申します。本日は司会進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の座談会の趣旨としては、大きく二つ考えております。まず、一つ目ですが、裁判員裁判をまだ経験されていない方々の、裁判員参加への意欲がまだ高いものではないということが挙げられます。裁判員裁判は、鳥取でも定着しつつあるというふうには思っておりますけれども、まだその意欲が必ずしも全体的には高くはないということを踏まえ、本日、裁判員裁判を実際に経験された方々にお集まりいただきまして、率直な御意見、御感想をお話しいただき、そして、その内容を県民の皆様にお伝えすることができれば、まだ裁判員裁判を経験されていない県民の方々の

意欲向上にもつながるのではないかと考えております。

二つ目は、県民の方々に参加していただくにふさわしい、裁判員裁判のあるべき公判の姿をどのように実現するかということです。我々裁判官、そして裁判の主役でもあります検察官、弁護人は、裁判員の皆さんに分かりやすい審理を実現しようと日々奮闘しているところですが、裁判官の進行の仕方も含めて、裁判員を経験された方々の目から見て、まだまだいろいろ至らないところはあるのではないかと思います。裁判員裁判の審理に参加していただいた率直な御感想をいただくことで、検察官、弁護人がこれからより良い訴訟活動をするということにもなりましょうし、また裁判官も、本当に裁判員の方々に参加していただくにふさわしい裁判とはどのようなものかということ深く考えて裁判を主宰していく、そういう機会になるのだらうと考えております。

今申し上げました大きく2点について、いろいろ御意見、御感想をいただければと考えております。

本日は、経験者の皆様のほかに、検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれ1名ずつ参加しております。所属と名前をお願いします。

#### ○多田検察官

鳥取地方検察庁で三席検事を務めております多田と申します。本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○廣富弁護士

鳥取県弁護士会所属の弁護士の廣富早織と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

#### ○新井裁判官

鳥取地裁の裁判官、新井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（辛島裁判官）

それでは、時間も限られておりますので、早速意見交換等に入らせていただければと思いますが、初めに、皆様、裁判員裁判に参加していただきまして、感想なり、印象なり、本当にざっくりしたところを、特にテーマを絞らないでお聞かせいただければと思います。最初ですので、何なりとお聞かせいただければ幸いです。

○裁判員等経験者①

登録されて通知書が届いたときに、断る理由をまず探したのですが、サラリーマンですので、断る理由がありませんでした。そして、当たらないほうが良いなと思いつつながら10か月くらい過ごして、あと2か月というところで、裁判に当たりましたよという案内が来ました。それで実際に裁判に参加させてもらうことになったのですが、何も準備のない状態でいきなり裁判が始まって、緊張している状態で証人尋問等々が続々と行われて、では、それに対して意見をどうですかというやり取りがあつて。何を聞いて良いか分からないところからスタートして、慣れてきたころにはもう聞きたい話には後戻りはできないというような状態で、自分の中でもややしながら最終日を迎えました。そのときに、これで良いのかなと思いつつながら判断をしなければならぬということ、いまだにそれが正しかったのかどうかということ、時々思い出しますね。

○司会（辛島裁判官）

確かに、裁判に初めて参加する方は、本当に不安や緊張でいっぱいだと思います。まだ一般的に参加の意欲が高くないというのも、当然のことながら、不安な気持ちを抱えておられる方々が多いからだろうと思います。

でも、実際に参加されてみて、参加される前の印象と何か違ったことはありましたか。

#### ○裁判員等経験者①

今はちょっと日にちがたったのですが，終わった後は，次はこうしたらもうちょっとうまくできるかなという気持ちがあったので，登録された1年間のうちに裁判員裁判があるということが事前に分かっていたら，傍聴にでも来ておけば流れが分かって良かったのかなという気持ちにはなりました。

#### ○裁判員等経験者②

結構時間がたって，もう忘れてしまったことも多いのですが，ずっと予定どおり進んでいく中で，なかなか自分の聞きたいことを，犯罪をしてしまった本人を目の前にして質問するというところにちょっと違和感，抵抗があって，難しいところがあったので，どうしても裁判官や弁護士の話聞きながら，自分の中で整理していくだけになってしまったなということが一番思っています。

それから，その後，裁判員の皆さんでいろいろ審理していく中では，自分の意見を言いやすい雰囲気を作っていたので，その中で自分の考えを整理しながら，どういった量刑にしたら良いのかということを考えることができたのかなと思います。

#### ○司会（辛島裁判官）

審理に臨む初日からすぐに，この事件の核心がどこで，どこを判断してもらおうのかということが分かるような審理を実現したいなどは思っているのですが，またその点は，今日の後半のほうで深めさせていただければと思います。

#### ○裁判員等経験者③

私にとって裁判は未知の世界で，全く知識もなかったものですから，裁判員に選ばれてからは，参加することに対してすごく不安を感じていました。でも，実際参

加してみると、すごく有意義な時間を過ごせたと思っています。裁判の初日は、何も分からないことだらけで、緊張しっ放しだったのですけれど、二日、三日と裁判が進むにつれて裁判の流れも分かってきたし、裁判官や裁判員が一つの事件に対して真剣に取り組んでいる、自分もその中の一人なんだなと思うと、すごく責任感を感じましたし、やりがいも感じました。

あと、私が参加した裁判は5日間だったのですが、その5日の間は寝ても覚めても裁判のことが頭から離れず、ずっと裁判のことを考えてしまいました。裁判に入り込み過ぎて、終わってからちょっと燃えつき症候群のようになってしまって、非日常からふだんの生活に戻るまでに2週間ほどかかりました。ちょっと精神的にしんどかったり、体調不良になったりして、しんどかったです。

○司会（辛島裁判官）

体調不安は、今はもう改善されているのですか。

○裁判員等経験者③

今は全然、大丈夫です。

○司会（辛島裁判官）

本当にいろいろ御負担をおかけしてしまったなと思っています。

参加する前にいろいろ不安だったことが、参加してみると少しは晴れたというようなどころはありますでしょうか。

○裁判員等経験者③

自分に務まるかなと思っていたのですが、思っていたより、いろいろちゃんと裁判官の方が説明してくださったし、皆さんと一緒に共有していく中では、特に不安は感じなくなっていました。

○裁判員等経験者④

私は補充裁判員として参加させてもらったのですが、気はすごく楽で、とても新鮮な気分に参加させてもらって、ためになったなというふうに思いました。

裁判官の皆さんも、すごく気さくで優しく、つまらないことでも真剣に答えてくれて、とても良かったと思います。良い経験になったと思います。

○司会（辛島裁判官）

参加される前は、やっぱり不安に思われていたことはありますか。

○裁判員等経験者④

ないですね。

○司会（辛島裁判官）

分かりました。リラックスしたお気持ちで参加していただければ良いなど、いつも思っております。

○裁判員等経験者⑤

まさか当たると思っていなかったもので、何も心の準備等はありませんでした。そもそも裁判員制度とは何かというところから考え直そうと思って、ちょっとひも解いてみたのですが、もともとは裁判が難しく、法律がちょっと独り歩きしているというところから、この裁判員制度ができたのだと私は思っていました。

国民目線から見てどうなのかということから考えると、私たち素人がやっぱり入るべきではないというのが、今思っている第一印象です。その代わり、裁判官、検察官、弁護人がそれぞれ研さんして、理想とする裁判をされたほうが良いのかなと思います。なぜかといいますと、素人の自分が、ある意味ではその人の人生を左右

する判決を本当に下して良いのかと自問自答することが多々ありましたので、できることなら裁判所自体はプロの集団であるべきだというのが、終わった段階での私の印象です。

○司会（辛島裁判官）

裁判自体が、それだけやっぱり重い判断ではありますよね。

とはいえ、参加される前と参加した後で、それでも参加して良かったなと思えるようなところはありませんか。

○裁判員等経験者⑤

本当に自問自答することは多々あって、真剣に考えるということは最近なかったことです。それについては非常に良いことだと思っております。また、人の人生とは何かとか、様々な生き方とか、そういうものをもういっぺん振り返る機会があったので、本当に良い経験だとは思っています。ただ、良い経験ということだけで済まされるかどうかというのは、やっぱり今でも疑問に思っています。

**【分かりやすい公判審理の在り方について】**

○司会（辛島裁判官）

実際のところ、難しい判断を迫られるときというのは、少なからずあるのだろうと思います。それを裁判員、補充裁判員の方にできるだけ分かりやすく、この点をこういう形で判断していただきたいという道筋をきちんと示すのが、正に我々法律家の役割だと思っております。量刑についても、ふだんの生活でするわけではありませぬし、中には責任能力のような難しい概念もある。このように難しい判断を時としてしなければいけないのですけれども、いかに公判審理を分かりやすくお届けするかというところが、その判断の負担を少しでも和らげることができる一番大きなところなのではないかと思っております。

先ほど御感想をお聞きしていても、初日は緊張して、何をやっているのか分からなかった、だんだん慣れてきたという方が複数いらっしゃいました。検察官、弁護人、そして裁判官もできるだけ、審理の初日から皆さんにきちんと分かるような形で審理をお届けしたいと考えて、いろいろ努力をしておるところです。具体的には、裁判は、起訴状の朗読から始まって、検察官、弁護人の冒頭陳述、そして、具体的な証拠調べ、大体先に証拠書類の取調べをして、その後、証人の話を聞いて、そして被告人質問をするという流れで進んでいったと思いますけれども、この審理を、初日から皆さんがもっと分かりやすくするためにどういうことが考えられるか、もしくは検察官、弁護人の活動のこういうところが良かったよというようなところがありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。何でもお気づきのところがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○裁判員等経験者①

裁判は初めてで、テレビやドラマでのイメージしかなかったのですが、実際の裁判ではそれぞれの色がかなり出ていて、熱くしゃべる弁護士もおられれば、淡々としゃべる検察官もいて、そういうものなのだと思いながら聞いていました。ただ、何分にも初日は緊張して、冒頭陳述が始まってからずっと、聞いているけれど頭には入らないという状態でした。二日目、三日目になっても、証言を聞いてメモは取っているのだけれど、あ那时的話をされているのだなという整理がなかなかつかなくて、自分の中で処理するのがちょっと大変でした。

ただ、弁護士も検察官も、しゃべり方によって説得力がいろいろで、こういうものなのだなど、良い勉強にはなりました。

#### ○司会（辛島裁判官）

今、証言を聞いて、ああ、あ那时的ことをしゃべっているのだなおっしゃったのは、冒頭陳述のここはこういう意味だったのだ、ということが分かったという

ことでしょうか。

○裁判員等経験者①

ええ。冒頭陳述で言っておられたことを証言されているのだなというのが、後からでないとは分からなくて、後から気付いたことはもう質問できないという状態だったので、もうちょっと分かりやすくできないかと。そういうことを事前に勉強することはなかなか難しいのですが、ちょっとどうしたら良いのか分からないまま過ごした何日間ではありました。

○司会（辛島裁判官）

審理初日だと、緊張してなかなか頭に入ってこない、最初に与える情報が多過ぎてなかなかそしゃくできないという方も中にはいらっしゃるのですけれども、そういったことはあったでしょうか。

○裁判員等経験者①

それもあられるかもしれません。あとはもう控室で、雑談、話をしている中で、ああ、そういうことなのかという落としどころはつけられたかなとは思いますが。

○司会（辛島裁判官）

ほかの裁判員の方や裁判官と意見交換をする中で、少しずつ審理の内容が分かってきたということですね。

さっきドラマと例えられましたけれど、ドラマと一番違うのはどのようなところでしょうか。

○裁判員等経験者①

やっぱりドラマではもっと激しくやり取りがあって、そういうやり取りが本当に

あるのかなという知識しかないのです。

○司会（辛島裁判官）

もう少し激しくやりとりがあったら、より臨場感を持って入り込めたということでしょうか。

○裁判員等経験者①

私の裁判のときには量刑を決めるだけだったので、全体的に、双方余り深いところまでは質問されませんでした。ただ、聞く側からすると、もっと聞きたいけれど、私たちがそこまで突っ込んで良いのか、どこまで話を聞いて良いのかというラインが分かりませんでした。

○司会（辛島裁判官）

やっぱり主役は検察官，弁護人なので，検察官，弁護人から，もうちょっとこの辺を突っ込んでもらえれば良かったというところもあったということでしょうか。ありがとうございました。

○裁判員等経験者②

一日目の初めのころは、手元にある資料を読みながら、検察官が説明されていること全てが書いてあって、全てが正しい、間違ったことは言われていないというような感覚で、全部うのみにしてしまっていたところがあって、何か横から言葉が入ってくるような感覚だったのですが、時間がたって、実際に被告人に質問したときに返ってきた言葉が、資料に書いてある言葉と若干違っていたということがあってから、ああ、そうか、自分は書かれていることが本当に正しいのかをチェックしなければいけないのだということに気付いたというか。時間がたっていくと新しいことが分かったりして、これは本当のことを言っているのだろうかとか、自分の心の

中にある疑問と格闘するうちに一日目、二日目はあつという間に過ぎてしまって、三日目、四日目ぐらいになってからやっと、あのときは本当のことを言っていたのかなとか、正しいのかなとか、終わってから悩むことが多かったように思うので、若干そういう心残りがあつたなと振り返ることがあります。

#### ○司会（辛島裁判官）

冒頭陳述は主張で、判断を決める材料になるのが、心証を採るのが証拠だというようなことは申し上げても、やっぱり初日に、初めて臨まれる方にそれをどこまできちんと腑に落ちていただけるかというのは、すごく難しいことなのだろうとも思っていました。今のお話もありましたけれども、本当にあるべき冒頭陳述とか証拠調べの仕方とかというものを、もう少しきちんと分かりやすい形でお届けしなければいけないなと思ったところです。

では、なかなかおっしゃりづらいかもしれませんが、ここをもっとこうすると分かりやすい公判審理になったのではないかという、ヒントのようなものは何かありますか。

#### ○裁判員等経験者②

僕がした裁判は、被告人がすごく若い人だったので、受け答えもやっぱり曖昧だったりとか、きちんとしゃべるように言われても、語尾の辺りがごによごによって、真意が分かりづらかったりとかして、そこで、はっきり言ってほしいというイライラのほうが募ってしまって審理に集中できなかつたりということもあつたので、なかなか分かりやすくしてもらおうというのは難しいんだろうなとは思っています。

#### ○司会（辛島裁判官）

ごによごによって曖昧に終わったような場合は、もう一回質問をしてきちんと答えさせるとか、そういうような工夫の仕方ができるのかもしれないね。

○裁判員等経験者③

私も今回参加してみて、検察官や弁護人はすごく裁判員を意識して、読むときも大きい声でゆっくりと分かりやすく読んでくれたと思うし、分かりやすく説明してくれていたと思うので、難しく感じたことは全然なかったのですけれども、とにかく言っていることを聞き逃さないようにメモを取るのに必死で、内容は完璧には把握できていなかったと思うので、その辺はちょっと難しかったと感じました。

○司会（辛島裁判官）

本来は、一生懸命メモを取らなくても分かるような裁判にしていかなければならないのだろうと、今、おっしゃることを聞いていて思いました。

○裁判員等経験者④

私の経験した事件は、単純な事件だったからというのもあると思いますが、証拠とか資料が少なかったなと思いました。

○司会（辛島裁判官）

例えばどういった点で、少なかったと思われましたか。

○裁判員等経験者④

証拠も、証人も少なかったということです。一見、事実関係もはっきりしていたので、それでかなとは思いましたが、ただ、量刑を決めるに当たって、具体的な証拠がもっと欲しかったですね。

○司会（辛島裁判官）

具体的な証拠というのは、やっぱり実際にこの事件を見聞きされた証人に、もう

少し来ていただきたかったということでしょうか。

○裁判員等経験者④

単純な事件だからというのもあるのでしょうか、証人に第三者の方は全くおられませんでしたし、身内の人ばかりだったのではないかと思います。

○司会（辛島裁判官）

事件発生の前後の経過も含めて、第三者的な人からいろいろお話を聞けると、より事件が伝わりやすかったということはあるのでしょうか。

○裁判員等経験者④

身内の方の話ばかりを聞いても、一方通行という感覚があったので、余り出られる人もおられないかもしれませんが、第三者の意見はやっぱり聞きたいですね。現着しているのは警察官ですから、できたら警察官のお話も聞きたかったです。

○司会（辛島裁判官）

確かに我々も、書面で述べられるよりもやっぱり直接目の前でお話ししてもらったほうが、事件をよりきちんと生のものとして受け止めることができる、より伝わりやすいのだろうなということは思いますね。同じように感じております。

○裁判員等経験者⑤

最初に弁護士、検察官の冒頭陳述があったのですが、特に検察官の資料は図解で、よく分かる書面だったので、非常に良かったです。弁護人のほうも理解できなかったわけではありませんが、もう少し工夫されたらどうかなということがありました。

それから良かったのは、証人に質問したいときに、裁判官から、自分ができなかったら私に言ってくださいというようなアドバイスをしていただいて、非常にやり

やすかったという印象を持っております。

○司会（辛島裁判官）

冒頭陳述のお話もありましたけれども、証人尋問の仕方、証拠の在り方も含めて、もっとうしたら分かりやすくなったのではないかというようなところは、更にありますでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

全体の流れは資料を見れば分かるのですが、先ほど①番さんもおっしゃっていましたが、後でしまったなというのが何回かあったので、証人がどんな関係の人で、どんな人なのかということについて、もう少し事件の予習が必要なのかなという気がしました。

○司会（辛島裁判官）

初日からどうやってきちんと事件のアウトラインをお示しして、事件に身を入れて臨んでもらうかということがなかなか難しいなと思いながら聞いておりました。

では、ここで公判審理の主役の検察官、そして弁護人の方、今、裁判員、補充裁判員経験者の方からいろいろ御意見、御感想も聞かれましたけれども、更に何かこういうところを聞いてみたいということがありましたら、ぜひおっしゃっていただければと思います。

○多田検察官

貴重な御意見ありがとうございます。

やはり我々、立証する側としても、裁判員裁判の場合には比較的短期間で御判断いただくということもありますので、裁判官、裁判員の皆様がなるべく混乱されないように、どのような事案で、どの証拠があるからそう言えるのかということ、

冒頭陳述と証拠調べの役割分担も考えながらやってはいるのですけれども、今の御意見も踏まえて、今後も更に良くしていかなければいけないところも多いと感じます。

ただ、多くの裁判員裁判では、午前中に来ていただいて、最初に冒頭陳述を聞いたら、もうそのまま検察官請求証拠の取調べ、まず書証の取調べをして、更に証人尋問が午後にあるというようなスケジュールで行われます。日程とのバランスもあり、特にこのほうが良いとか悪いとかいうことではないのですが、今御意見をお伺いして、やっぱり初日というのは非常に緊張される部分も多いということなので、例えば、初日は検察官と弁護人の、こういうことを証明していくというところを聞いて、まずそれを整理していただいてから、二日目から本格的に、ではこういうことだと、ちょっと落ち着いたところで聞いていただくことで更に御理解を深めていただくという方法もあるかと思えます。

また、冒頭陳述とか証拠調べの分かりやすさというところでも、どうしても証明する側からすると、この点も入れたほうが分かりやすいのではないかと、あるいはここまで入れると逆に多いのではないかとということで加えたり削ったりしたことによって、かえって分かりづらくなっている部分もあるかもしれないと思うので、その点についての工夫も当然必要だと思えます。

経験者の方にお聞きしてみたいことですが、やはり証人尋問だと、目の前でお話を聞けるという点で、生の心証というか、分かりやすさというのもあると思えます。ただ、短い時間の中で聞くとなると、この点まで質問していくと長くなるからと、当事者のほうではしってしまった部分が実は聞きたい部分だったということもあるかもしれないので、例えば、まず調書の朗読という、その人の話をある程度整理した形で聞いていただいてから、更に話を聞くというような方法も採ったこともあったと思えます。それで、やっぱり調書というのは聞いていてもなかなか頭に入らないものなのか、それなりに分かった上で聞けるものなのかということについて、何か御感想などがあればお伺いしてみたいと思うのですけれども、いかがでしょう

か。

○司会（辛島裁判官）

供述調書と証人とで、分かりやすさの違いがあるのかというところで、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

私の事件では証拠がもうかなり古かったので、それを信じて良いのか悪いのかというのは非常に難しい判断で、確実に合うところだけを拾っていくようにしなければいけない、全部が全部正しいのかということで非常に苦しみました。ですから、できるだけ新しい証拠が欲しいというのが実感です。

○司会（辛島裁判官）

では、④番の方、先ほど、証人として警察官に来て話してもらいたかったとおっしゃっていましたが、証拠書類と証人との分かりやすさの違いというのは、そういうところにもお感じになられているのでしょうか。

○裁判員等経験者④

そうですね。来て話してもらえると、表情も見えますし、分かりやすいですね。

○裁判員等経験者③

私も、証拠書類に書いてあることだけではなく、実際に証人からいろいろ話を聞かなければやっぱり分からないし、細かいことなどは証人の口からいろいろ聞きたいと思っているので、書類も大事ですけど、やっぱり証人から直接聞くほうが分かりやすかったかなと思います。

## ○裁判員等経験者②

そうですね。もうちょっと証人がいたら良かったなと思います。傍聴席に来ておられる被害者のお母さんに、証人としてしゃべってもらえたら、もっと何か分かるのではないかということがあったのですけれど、結局証人には立ってもらえず、知りたいのに知ることができないということで、もやもやがずっと残ったまま進んでいくような感じがあって、難しいなと思いました。

## ○裁判員等経験者①

私が携わった裁判は、被告人が事実を認めていた案件でした。事実についての証拠が出され、それはそれで分かるのですが、証拠がないところの、被告人の事件前後の行動や気持ちというところは証拠書類としては出てきませんでした。そのようなことについては、やっぱり第一発見者とか、第三者的な人が見たことやその印象というところが、もうちょっと欲しかったと思います。

先ほどの②番さんとは逆で、若干高齢の方だったので、証人に質問しても、「分かりません。」、「覚えていません。」と言われて、想像するしかない。ところが、想像しようにもその前後の第三者の意見などが無いという状況だったので、もやもやしたまま終わったような気はします。

## ○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。多田検察官、よろしいでしょうか。では、廣富弁護士から御質問等も含めて、よろしく願いいたします。

## ○廣富弁護士

今もお話にあった、生で人の話を聞きたいということに関連するのですが、皆さんすごく真面目に一生懸命聞いてくださるので、すごく疲れると思います。その集中力を何とか皆さんに持っていただいたまま、新鮮に、ありありとその事件を

感じていただくためにはどうすれば良いのかということをいつも模索しているところ  
です。例えば、時系列に沿って、つまり事件から一番遠いところから順序立てて  
聞いていくということが私は多いのですけれども、それはもしかすると、聞してい  
る方からすると苦痛だったり、集中力断絶につながってしまう手法だったのかなと  
思うところもありまして、もうちょっとこういうところの聞き方を工夫してくれたら  
ら、興味を持ってすごく生き生きと聞けたというような御指摘があれば、ぜひお聞  
きしたいと思います。例えば、逆に、事件に一番近いところ、事件そのもののとこ  
ろから聞いていって、ではその背景として何がありましたかというような聞き方を  
してもらったほうが良かったというようなお気持ちはありますでしょうか。

#### ○裁判員等経験者①

私はやっぱり、直近から遡ってってもらったほうが入りやすいと思います。過  
去から戻ってくるとなかなか想像がつかないので、過去に遡ってってもらったほう  
が想像できると思います。

#### ○裁判員等経験者②

事件によってだと思いますが、僕の場合は時系列で聞いていって良かったと思  
います。携帯電話とか、そういう証拠があって、時間で、何時にこういうことがあ  
ったということが分刻みで出ていたので、流れとしてはとても分かりやすかったと  
思います。

#### ○裁判員等経験者③

私も過去のほうから聞いていく方法で良いと思います。私の参加した裁判では、  
被告人がずっと、そのときのことを覚えていないと言っていました。それも本当な  
のかなと、ちょっと疑ったりしたのですけれど、結局「覚えていない」で済まされ  
てしまったら、どうすることもできないので、難しいなと思いました。

○裁判員等経験者④

事件によって、どちらが良いか、考えてされると良いのではないですか。

○裁判員等経験者⑤

基本的には、このような事件を起こしたというところから始められて、では、何でそういうことになってしまったのかということで、背景をどんどん追究していくほうが良いのではないかと思います。

○司会（辛島裁判官）

事件の内容によって、どのような質問構成の仕方が分かりやすいのかというのいろいろなかもしれませんが、でも確かに、まず一番肝心な事件のことを聞きたい、知りたいと思われる方もいらっしゃると思います、事件の個性次第なのかなというところですが、今の皆さんの御意見も参考にさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○廣富弁護士

はい、ありがとうございました。

○新井裁判官

先ほど、皆さん方が気になったポイントとして、証人や被告人に質問するところは難しいというお話があったと思うのですが、その点について、何かこういうふうにしてくれたら、もっと自分の疑問点や気になったところを聞きやすかったのではないかなというような工夫がありましたら、ヒントでも構いませんので、思うところを少し教えていただけたらと思います。

○司会（辛島裁判官）

公判審理における裁判官の配慮の在り方という点で、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

私は良かったと思っています。もう少し遠慮しなければいけないのかなと思っていましたが、割合気さくに付き合っていたので、全然問題ありませんでした。ですから、今までどおりで良いのではないのでしょうか。

○裁判員等経験者④

私も良かったと思います。今のままで良いと思います。

○裁判員等経験者③

私も、今のままで良いと思います。

○裁判員等経験者②

とても分かりやすい、協議しやすい雰囲気があって、それも良かったと思います。

○裁判員等経験者①

公判中はオン、控室ではオフで気を遣っていただいて、私たちはほっとして、リラックスできて、大変良かったと思います。

○司会（辛島裁判官）

分かりやすい証拠調べの在り方という観点からすると、何か裁判官にもう少しこういうところを説明してもらいたかったというようなことはありましたか。

○裁判員等経験者①

先ほども話したように、聞き直しができないままになってしまったというところに一番悔いが残っているのです、聞き忘れたことがあって、後から、もう1回こういうところが聞きたいという話が裁判員の中から出たときには、それを裁判官にまとめていただいて、こういう話は聞いていますよ、こんな話が出ていますよということをお話していただいたり、もう一度聞いていただいたりできたら楽なのかなと思います。

○司会（辛島裁判官）

やっぱり裁判官のほうも、皆さんが抱えているもやもやをきちんとくみ取らせていただいて、公判の証拠調べで解消できるようなアプローチの仕方ができれば、なお良いのでしょうか。

先ほど冒頭陳述のお話が出て、検察官の冒頭陳述が分かりやすかったというようなお話や、証拠調べの点もお話がありました。そして評議に入る前に、検察官から論告、弁護人から弁論があり、それを土台にして我々が評議をすることになるわけですけれども、では、検察官の論告、弁護人の弁論、この辺りで気付かれたところがある方はいらっしゃいますか。

○裁判員等経験者③

検察官は淡々と読まれている感じがして、特に何も感じなかったのですけれど、弁護人はすごく熱く語っていたのが、すごく印象に残っています。

○司会（辛島裁判官）

どちらがより伝わりやすかったというのはございますか。よく、ドラマでは、検察官がわあってかなり言って、弁護人のほうが冷静だけど、実際の裁判では逆かもしれないという感想を述べられる方もおられますが、冷静沈着な検察官、情熱的な弁護人という、そのような構図でしょうか。

○裁判員等経験者③

私はそう感じました。

○司会（辛島裁判官）

それによって、伝わりやすさの違いというのはありましたか。

○裁判員等経験者③

やっぱり熱く弁護人の方に語られると、被告人がその事件を起こしてしまった事情とかをいろいろ考えて量刑を決めなければいけないのだなというのは、すごく感じました。

○司会（辛島裁判官）

法廷での態度の在り方というのも、やはりそれなりには意味を持つことになるのでしょうね。

○裁判員等経験者④

単純な事件だったので、検察官の方はすごく簡単だったかなと思いました。弁護士の方はすごく迫力のある声の男の人で、熱く語っておられましたけど、辛口で言うなら、ああ、こんなことがあるのだなと、特には気付くようなことはなかったです。もっともっと深く掘り下げて語られても良かったかなと感じましたね。

○司会（辛島裁判官）

今、掘り下げて語られても良かったのではないかということをおっしゃった背景としては、掘り下げようと思えばもっと掘り下げることができる裁判だったということもあるのでしょうか。

○裁判員等経験者④

でも、単純な裁判でしたから。弁護士のほうで、量刑をいかに軽くするかということだけだったと思うのですが、そこでやっぱりすごく熱く語られていました。検察官と正反対でしたから、すごく感じました。

○司会（辛島裁判官）

法廷での立ち居振る舞いの仕方、伝わり方というのはやっぱり変わってくるものではないでしょうか。

○裁判員等経験者④

そうですね、全く変わってくると思いますね。

○裁判員等経験者⑤

私の事件の場合にはまるっきり正反対の主張だったものですから、非常にこれは厳しいなというのが第一印象でした。冒頭陳述のときに、検察官のほうは図解がきちっとできていて分かりやすかったのですが、先ほど申しましたように、弁護人のほうも、一応よく考えれば分かるのですが、もう少しぱっと見て分かるようにならないかなということを思った次第です。確かに弁護人のほうは、思いはよく伝わってきました。ですから、これをどういうふうに評価すれば良いのかなということはずっと自問自答でした。あれぐらいが普通ではないかと思うので、問題はなかったように思います。

○司会（辛島裁判官）

でも、もう少し一覽的にとといいますか、ぱっと聞いて伝わりやすいものにするという工夫はできたかもしれないというところですね。

論告、弁論という点につきまして、検察官と弁護士から何かありますか。

○廣富弁護士

やっぱり弁論は、準備する時間の関係上もなかなか図解などを作る余裕がないということもあるのですが、配布資料など、分かりにくくありませんでしたか。文字がばあっと書いてあるような書面を、はいってお渡しするような感じになってしまうのですけれども。

○司会（辛島裁判官）

確かに、廣富弁護士がされた事件だと、検察官の論告は図解でされて、廣富弁護士が出された弁論要旨は、コンパクトではあったと思いますが、基本的には文字のものでした。その辺りの違いで、何か変わってくるものでしょうか。

○裁判員等経験者①

活字を見るのと図解を見るのとではやっぱり違います。ちょっと活字は、時間的にはつらいですね。

○裁判員等経験者②

僕の裁判は、もう犯罪をしてしまったということは認めて、あとは量刑を決めるという形だったので、後はなぜ罪を犯してしまったのかというところが大きくて、その動機の部分で、やっぱりそうなることもあるかなというような背景があったりとか、気持ち的な問題が大きいというところでした。当時被告人にどういう気持ちがあったのかということが一応文章で分かったので、文章だけでも良かったと思います。

○裁判員等経験者③

私は、文章だけで特に問題ないと思います。

○裁判員等経験者④

余り覚えていないので、関係はないと思います。

○司会（辛島裁判官）

基本的には、すごくコンパクトに弁論要旨をまとめてくださったので、余り文字ばかりという印象もないかもしれませんね。

○裁判員等経験者⑤

私の場合はかなり多かったです。もし改善策を挙げるとしたら、箇条書きにして、「よって、こういうことを主張します。」とか、「到底あり得ない。」とかいうように、だらだらと文章を書くのではなくて、要点をちょっとずつだけまとめていけるような方式が良いのかなと、ちらっと思ったりはしていました。

○司会（辛島裁判官）

エッセンスのようなものが、もう少し伝わりやすければ良かったかもしれないですね。

○廣富弁護士

本当にお聞きしたかったことで、認め事件と否認事件とではちょっと違ってくる部分もあるかと思うのですが、やっぱり弁護士としては、聞き逃していただきたいくないというか、文字にすることによって何か安心する部分もあるのですけれども、情報量としては、そういう重要な部分に限ったほうが、後の審理のときに・・・。

○裁判員等経験者⑤

箇条書きの方法が良いと言ったのは、「よって、こういうことを言うことができます」というような形にした方が良いという意味で、感情的な部分を全て省くという意味ではありませんので。

○廣富弁護士

分かりました。

○司会（辛島裁判官）

検察官から、論告の在り方につきまして、何か御質問等がありますか。

○多田検察官

認め事件と否認事件では量も変わってくるのですが、一般的に認め事件で量刑が問題になるというときには、なるべく1枚で収めるという形が多いのですが、我々としても、量刑の中で、分かっていたためにどうすれば良いかというところを悩むことがあります。例えば求刑で、何年が相当と考えますと言うのですが、ではなぜその数字なのかというところをどのようにうまく説明すれば良いかということや、その中でも更に、例えば、従前の量刑からするとこうだけれども、本件ではもっと重くしたほうが良いのではないかと考えたときに、どのような説明をすべきかということも、いろいろ考えるところです。お答えいただける範囲で良いのですが、例えば最終的に量刑を決めるときに、こういうところを指摘されれば、更にその数字が妥当か否かを判断しやすかったというような部分がもしあれば、お伺いしてみたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○司会（辛島裁判官）

量刑を決めるに当たって、検察官の御主張についてはどうだったでしょうかというところで、ちょっと大まかな形でお聞きできればと思います。確かに量刑という

のはなかなか難しい判断でして、検察官、弁護人も随分苦労されているのだらうと思いますけれども、検察官の求刑という点につきまして、こうしたらもう少し伝わりやすいのではないかといったような観点で、いかがでしょうか。

#### ○裁判員等経験者①

量刑についての判断を私たちに求められるのは、ちょっとおかしいのではないかなと思います。検察官が示された量刑に対して、その数値が多いか少ないかということを経験者に言われても、何も無い私たちが判断して良いのだらうかという自分がいるので、私たちはそこまでは判断できないと思います。

#### ○司会（辛島裁判官）

恐らく、求刑と、弁護人も量刑の意見をおっしゃるのですけれども、それがいかに具体的な根拠に基づいてされているかということが大事になってくるのでしょね。

#### 【裁判員裁判により参加しやすくするための方策等について】

#### ○司会（辛島裁判官）

審理の在り方につきましては以上ということにさせていただくとして、もう一つのテーマである、より意欲を持って参加していただくためにはどうしたら良いか、裁判官の在り方、そして裁判所の広報活動の在り方等もあると思いますけれども、より負担を感じずに参加していただくために裁判所にできることとして、何かお気付きのところがありましたらぜひお伺いできればと思っています。

裁判所は、PRもそんなに上手ではありませんので、ふだんのPRの仕方も含めて、何か思われるところがあればと思いますが、⑤番さんは、先ほどプロがやればとおっしゃって、あれはプロがもう少し頑張れよというエールだと受け止めましたけれども、それはまた頑張らせていただくとしまして、ぜひ、これから未来の裁判

員になられる方のために、裁判所としてできることについて、何かしらヒントでもいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

十分にやっておられると私は思っています。ただ、裁判所というところは割合縁のないところですから、そういう意味では、これだけ重い事件ばかりではちょっとしんどいと思うので、もう少し身近な事件を裁判員裁判でしたほうが良いのではないかなという気はします。

○司会（辛島裁判官）

制度の周知の仕方について、何か思われるところはございますか。

○裁判員等経験者⑤

私たちの経験談は、大いに使ってもらったらとは思っています。意見をいくらでも述べさせてもらえるので、そんなに緊張しなくても良いですよ。ただ、先ほど言いましたように、やっぱり事件によっては、本気で、その人の一生を左右するようなことに関わるということがあって、そうなる则非常に負担が大きいので、そこの兼ね合いだと思います。

○司会（辛島裁判官）

⑤番さんでしたら、今だったら、裁判員制度のこういうところは意義があるから、参加してみても良いのではないかなというようなことで、おっしゃることはありますか。

○裁判員等経験者⑤

自分自身をもういっぺん見つめ直すことができるということは、大いに宣伝、啓蒙されても良いと思います。人の振り見て我が身を直すということですかね。

○裁判員等経験者④

皆さんに知ってもらうには、やっぱり広く公開すべきではないでしょうか。

○司会（辛島裁判官）

傍聴はもちろんできるし、あとは日ごろの周知活動というか、広報も含めてということになりますでしょうか。

○裁判員等経験者④

いや、みんなに知ってもらうのはそれが一番手っ取り早いので、全部の事件は公開できないかもしれませんが、皆がある程度考えなくてはいけないような事件は、公開すれば良いのではないかと思います。

○司会（辛島裁判官）

多くの人に裁判員裁判を傍聴していただくだけでも変わってくるのではないかと  
いうところでしょうか。

○裁判員等経験者④

そうですね、それと、裁判員を経験したい人には、優先的に経験させてあげると  
かですね。

○司会（辛島裁判官）

④番さんでしたら、裁判員裁判にはこういう意義があるから、参加しても良いの  
ではないかというようなことで、今何かおっしゃっていただけることはありますか。

○裁判員等経験者④

人が人を裁くということは誰でも経験できるわけではありませんので、その重さを経験してもらうことがやっぱり大事だと思いますね。

○裁判員等経験者③

私も、④番の方が言われたように、私がやりたいという人が私の周りにも結構いたので、そういう希望者の方を募ってするようにできないかなと思ったことはあるのですが。

○司会（辛島裁判官）

希望者を募る方法はこの制度自体のことなので、今のこの制度の在り方を前提として、更に裁判所のほうで何か外に向けて、広報活動を含めた発信の仕方、そのようなものは何かありませんでしょうか。

○裁判員等経験者③

裁判所は、私たちにふだん縁がなくて、関わりがないところなので、ホームページとかもほぼ見ないと思うのですが、ホームページに裁判員裁判について詳しくいろいろ載せてみるとか、それくらいです。

○司会（辛島裁判官）

③番さんは、裁判員裁判に参加されて、随分お疲れになってしまったというところについては申し訳ないと思っておりますが、今の③番さんでしたら、裁判員裁判はこういうところに意義があるから参加したいとか、迷っている人にはこういうような意義を伝えてあげたいというようなことで、思われるところはありますでしょうか。

○裁判員等経験者③

人によって考え方は違うと思うし、参加してプラスになる場合も、マイナスになる場合もあると思うのですけれど、必ず何か得るものがあると思うので、ぜひ参加してもらいたいと思います。

#### ○裁判員等経験者②

自分なりに、参加してすごく良かったなと思います。

ただ、事件によっては、傍聴席に誰がいるか分からないですし、結局裁判員と裁判官で量刑を決めるわけで、例えばその量刑が非常に重いものであれば、言い方は悪いかもしれませんが、やっぱりそれを根に持つ人もいるかもしれないといったことも考えると、裁判員に選ばれて裁判に参加した皆さんの身の安全が確保できなければ、裁判員裁判をする意味があるのかなと思います。事件によっては危険な裁判だったりするかもしれないし、その辺りで、事件によっては気軽に参加して良いとはなかなか言えないという面もあるのかなと思います。

#### ○司会（辛島裁判官）

裁判所としても、裁判員や補充裁判員の方に、万が一にもそういう事態があってはいけませんので、しっかり配慮をさせていただいているところですが、そういうところも含めて、不安を解消するための方策をきちんと執って、そしてそのような方策を執っているということをもう少し発信していても良いかもしれませんね。

#### ○裁判員等経験者①

裁判員候補者として登録されるのは、来年の1月1日から1年間というような登録の仕方で、実際、1月1日から登録されましたという気持ちではいるのですが、今から思うと、登録されてからの期間がもったいないなと思うので、登録された人の中から希望者が自由に参加できるような、模擬裁判ではありませんが、実際の法廷に入ってみたりとか、こういうことをしましたという勉強会、セミナーのような

ものがある、そういうものを経験してから、実際に裁判に当たりましたよということになれば、裁判に入っていくやすいのかなと思います。私の場合は、いきなり登録されて、裁判に当たりましたとなって、金曜日に集まって、月曜日から裁判が始まりますというような状態だったので。登録されて裁判が始まるまでの間に何か、資料が来るとか、そういうものを目にする機会があればとは思いました。

#### ○司会（辛島裁判官）

登録された方を対象にした会ということになりますと、プライバシーの関係もありますので難しいところはあるのですが、登録された方がふっと気付いて参加できるような広報、出前講義の在り方、そういうものも考えていかなければいけないのかもしれないなということも思いましたね。それも含めて、どのように発信できるかというところは、また考えてみたいと思います。

#### ○新井裁判官

より参加しやすくするために、我々もいろいろ工夫が必要かなと思います。裁判員になられた方に、裁判所からいろいろ書類などを送らせていただくのですが、そういった書類を受け取って、戸惑った点とか、よく分からなかった点とかがもしありましたら、受け取った感想なども含めて、少し教えていただければと思います。

#### ○裁判員等経験者①

一番最初に来たときには、家の人が見る。家中がパニックになる。まず、何か悪いことをしたか、裁判所から何か来ているということで、すぐ携帯で連絡が入ってきました。

#### ○司会（辛島裁判官）

やっぱり、戸惑いと驚きが大きいですよね。

○裁判員等経験者①

私よりちょっと年寄りなんかは、裁判所となった段階で、ちょっとどきっとしたみたいですね。

○司会（辛島裁判官）

大体皆さん、同じような感想でしょうか。そうした方の、どきっとした気持ちを和らげられるような何かができるのであれば良いのかもしれないですね。

**【報道記者との質疑応答】**

○司会（辛島裁判官）

それでは、記者の方からの質疑応答に移らせていただきます。

○司法記者クラブ記者

今、いろいろ皆さんの貴重な御意見をお聞きしていく中でも出たと思うのですが、けれども、まず、裁判員裁判の通知が来てから裁判に臨まれる前に、ある程度知識を蓄えたりとか、何か御準備されたことはありませんか。

○裁判員等経験者③

DVDが一緒に入っていたのですが、そのDVDを何回も見ました。それと、一緒に入っていた資料のようなものを何回も読みました。どんな感じかなというのは読んで勉強しておこうと思って、そういうものに目を通したぐらいです。

○司法記者クラブ記者

そういったものが裁判所から届いて。

○裁判員等経験者③

はい。

○司会（辛島裁判官）

それによって、少しでも心の準備等の助けになりましたでしょうか。

○裁判員等経験者③

なりました。全然どんな感じが分からないので、裁判はどんな感じでどういうふうに進んでいくとかということが書いてあったし、裁判員になったら意見を言わなければいけないのかという項目もあって、なるべく言うようにしてくださいというようなことが書いてあったので、心の準備はできました。

○裁判員等経験者④

私も見ました。

○司会（辛島裁判官）

多少なりとも準備の一助にはなりましたでしょうか。

○裁判員等経験者④

なりました。

○裁判員等経験者⑤

特にはないのですが、しっかりしなければということだけですね。

○司法記者クラブ記者

では、次の質問です。一定期間、裁判員裁判に携わられた中で、皆さんの仕事面であったりとか、御家族の方や、プライベート面についても、何らかの調整をされたと思うのですが、そういった仕事の調整や兼ね合いを、どのような形でとられたのでしょうか。教えていただける範囲で結構です。

○裁判員等経験者①

実際に、会社が全面協力ではありませんが、サポートはしてくれたので、別に支障なく、行ってこいということで出させてもらいました。

○裁判員等経験者②

何日間ぐらいで裁判が行われるということで、僕の場合は5日間だったと思いますが、その予定されている日にちについて、家族なり、会社なりに聞いて、特に問題がなかったので、参加することにしました。

○裁判員等経験者③

私も、選任手続のときに初めて会社を休んで、もしこの日に選ばれたら5日間休むことになるけれど、大丈夫ですかというふうに確認を取ったら、大丈夫ですと言われたので、休みは全然気にすることなく取ることができましたし、自分がない間もみんなが協力してくれて、特に問題はありませんでした。

○裁判員等経験者④

私は、自営で、農業ですので、別に問題はなかったです。ただ、こんなことを言っただけで良いのか分かりませんが、ちょっと日当が安いなと思いました。会社員の方は有給が取れますが、大事な仕事をされている人は、やっぱり嫌だと思っただろうかなと思いましたね。

#### ○裁判員等経験者⑤

個人的には問題なかったのですが、友人とか知人に、こういう制度で選ばれて今行っている、裁判員に選ばれたからそっちを優先するというのを、言って良いのか悪いのかとちょっと悩んだときがありましたね。例えば会社なんかでしたら、それははっきり言えるのですけれど、友人とか知人とちょっと会合があるときに、ちょっと都合が悪いという言い方で断ったことがあったので。

#### ○裁判員等経験者①

会社でも難しかったですね。会社の上司の了解は取るのですけれど、では同僚以下、部下にそこまでしゃべって良いのかというのが、ちょっと資料の中に明確にはなかったもので、そこは気にしました。

#### ○司会（辛島裁判官）

それも、もう少し明確にするような形でお伝えさせていただくことができればというところなのではないでしょうか。

#### ○司法記者クラブ記者

分かりました。続いての質問ですが、これも先ほどのお話の中で出たと思うのですが、審理される中で、どのようなことが難しかったとか、また、裁判の知識が乏しい中で、どのような心構えで裁判に臨まれたのかというところについて、これも教えていただける範囲で結構ですので、お願いします。

#### ○裁判員等経験者①

実際、最終的に量刑を判断するところで、なかなか決断する根拠というものが自分たちの中にないので、そこが一番難しかったですね。後は、そこに行くまでの過程の中で、やっぱり自分の中にもやもや感があるので、そこが払拭できないまま結

論を出すのがちょっとつらかったですね。

○司会（辛島裁判官）

裁判の知識が乏しい中で、どのように裁判に臨まれたのですかというような御質問もありましたけれども、何かございますか。

○裁判員等経験者①

逆にそこは構えたらだめなのかなと思って。突然当たるはずがないと思っていた抽選で当たってしまったというのもあるので、そこから慌てて下手に知識を入れるよりも、そのままの状態、感じたまま臨むしかないのかなというふうに腹をくくって、当日は出てきました。

○裁判員等経験者②

裁判の途中で、求刑何年という具合に出されて、それは確定した量刑ではないのですが、例えば注目されている裁判だったりすると、新聞で「求刑では何年」と先にもう出て、どのくらいの量刑にして、何年くらい服役してもらうのが本当は良いのかというところでいろいろ悩んだりしました。世間が注目している裁判だと思えば思うほど、やっぱり難しく、本当に自分たちの決めた量刑で正しかったのかな、良かったのかなということを、もう1か月ぐらいずっと考えるということがあって、量刑を決めるというのは本当に難しいことだなと感じました。

○司会（辛島裁判官）

どのような心構えで裁判に臨まれたのですか、という質問についてはいかがですか。

○裁判員等経験者②

なるべく感情に流され過ぎず，その起きた事件について冷静に考えていきたいな  
とは思いました。

○裁判員等経験者③

裁判に参加することが決まってから，小さな六法全書のようなものを買ってきて，  
自分が担当する事件の刑がどれぐらいかを読んでみたりしていたのですが，す  
ぐ嫌になってやめてしまいました。そういうものを読むぐらいしか自分の中では準  
備はできなかつたのですが，心構えとしては，せっかく選ばれたから，5日間，  
真剣に裁判に向かい合おうという決心をして参加しました。

○司会（辛島裁判官）

参加されてみて，どのようなところが難しかったかという点について，今までも  
おっしゃっていただきましたけれども，更に付け加えてございますか。

○裁判員等経験者③

量刑を決めるところがやっぱり難しかったなと思います。

○裁判員等経験者④

僕は，新しいこと，初めてのことなので，わくわくしていました。

難しいのはやっぱり量刑だと思います。過去の判例から量刑を決めるというこ  
とで，過去の判例をいろいろ聞いたのですが，同じ事件というのはありませんので，  
それしかないのしょうけれど，何かちょっと難しいというか，矛盾もあったよう  
な，よく分からないなというところがちょっとありましたね。

○裁判員等経験者⑤

やはり皆さんと同じで，一番難しいのは量刑だと思います。我々ではやっぱり決

め方が何にも分からないので、さっき言われたように、過去の例を持ち出してくることしかないということだったのですが、それなら、やっぱり裁判官の皆さんで決められたら良いと思うのです。ちょっと入り込めない世界だなというのが、実感としてありました。

○司会（辛島裁判官）

裁判の知識が乏しい中でどのように裁判に臨まれたのかという点につきましては、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

やっぱり公明正大、心構えだけですね。

○司法記者クラブ記者

では、次の質問ですが、審理が始まってから、初日、すごく緊張されて、徐々に慣れていかれて、審理を終えてということで、心境の変化だったりとか、ある程度シミュレーションや心構えをされたところもあると思うのですけれども、何かそういう心の変化のようなものはありましたでしょうか。

○裁判員等経験者①

心の変化というよりも、やっぱり進むにつれて、その裁判、その事件の中に日に日に入り込んでいく自分が分かりましたね。初日は、その前後とか、周りの状況が分からない話を双方から聞くだけなので、もう頭がぼんぼんになるぐらい疲れますけれど、二日目、三日目となって証人などの話が出てくると、見えてくる部分もあって、事件が分かってき始めたら、やっぱり楽になるのかなということはありませんでした。

#### ○裁判員等経験者②

裁判員裁判を経験して、個人的には非常に有意義というか、身が引き締まる、自分の生活にもプラスになることもあると思いました。ただ、類似した事件があったりすると、そのような裁判をしたことを今でも思い出したりして、こういった事件はなくなるのだなということを常々思います。

#### ○裁判員等経験者③

裁判が始まる前は、犯罪をした人に対しては、そんなことをしたのだから厳しい刑で裁くべきという考え方だったのですけれど、実際に自分が裁判に参加してみたら、その事件を起こすまでに様々なことがあって、いろいろな原因などが重なって罪を犯してしまったのだということが分かって、自分自身に置き換えて、もっといろいろな人の話を聞いてみなければ分からないとか、もっと相手のことを思いやって生活しようとか、そういうふうに関心が変わりました。

#### ○裁判員等経験者④

同じようなことですが、テレビや新聞で事件のことを見聞きしても、事件そのものについては単純なことしか書いていなくて、証拠のようなものはなかなか表に出てこないことが多いのですけれど、やっぱり本当にこの事件にどういう経緯があるのかということが深く掘り下げられて裁判になっているので、こういうことを本当にもっと経験したほうが良いなと思いました。ほとんどの人が経験していないと思いますので、もっともっと公開したら良いのではないかなと思いましたね。

#### ○裁判員等経験者⑤

難しかったので、迷路に落ち込んだような状態に何回かなりました。やっぱりいつも、人を裁くことは良いことか悪いことかということまでどうしても考えますので、自問自答するようなどころばかりだったと思います。

○司会（辛島裁判官）

裁判が終了した今の時点でも、やはり・・・。

○裁判員等経験者⑤

そうですね。迷いはどうしてもありますね。

○司法記者クラブ記者

では、最後の質問とさせていただきます。これから裁判員に選ばれる方もいらっしゃると思うのですが、今、皆さんが裁判員として経験をされて、そういった方へのメッセージというか、こういうふうにしてほしいというようなことがありましたら、聞かせていただけますでしょうか。

○裁判員等経験者①

余り緊張せず、構えずに、最初に新聞紙上で事件のことを読んだときの気持ちが一般的な気持ちでしょうから、裁判のときにも偏った感情が入るのではなく、そういう気持ちで、普通に入れたら良いのかなとは思いますが。

○裁判員等経験者②

事前に、こういった事件の裁判をしますということで集められていますから、関係者が自分の知人だったりということがあれば辞退もできますし、この事件だったら受けても良いかなと思えるような事例であれば、ぜひやってみたほうが、自分にとってプラスになりましたので、余り消極的にならず、積極的に参加してもらいたいなとは思っています。

○裁判員等経験者③

私も②番の方と大体同じで、自分が経験してみてもすごくプラスになったし、人生観もちょっと変わったりしたので、ぜひ裁判員に選ばれた際には参加してもらいたいと思っています。

○裁判員等経験者④

私もそう思います。とても良い経験になりますので、経験することは本当に大切なことだと思います。

○裁判員等経験者⑤

人を裁くということは、本当に自分自身をもう一度振り返ることにもなると思うので、ぜひともそういう機会があれば、そのためにもいっぺん参加してもらいたいなと思います。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。では、以上で予定していたものが終了ということになりました。これをもちまして、本日の意見交換会は閉会ということにさせていただきます。本当に長い時間にわたり、いろいろなお話を率直にさせていただきまして、大変感謝しています。本当にありがとうございました。心より御礼申し上げます。